

# 多摩市居住支援協議会会則（案）

## 第1章 総則

### （名称）

第1条 この会は、多摩市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

### （目的）

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第51条に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人市民その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進その他必要な事項について協議しすることにより、多摩市における福祉の向上と住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

### （活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動及び民間賃貸住宅の賃貸人からの物件提供促進のための環境整備に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

### （会員）

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 会員として加入を希望する者は、次条に規定する会長に入会を申し込み、協議会の承認を得なければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

### （顧問）

第5条 本会には、専門的な助言を得るために、必要に応じて顧問を置くことができる。

### （事務局）

第6条 本会の事務局は、○○○○○○○○○○○○○○に置く。

## 第2章 組織

### （総会）

第7条 総会は、本会の最高議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を承認議決する。

- (1) 本会の事業計画及び予算に関する事項。
- (2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。
- (3) 会則の制定及び改廃に関する事項。
- (4) 専門部会の設置に関する事項。
- (5) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

#### (定足数等)

第8条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使をその他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

### 第3章 役員

#### (役員)

第9条 協議会には次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計監事 1名

2 会長は、会員の中から互選により決定し、副会長及び会計監事は会長が指名する。

3 会長は、協議会の議長となり、会議を総括する

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び他の役員に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する会員がその職務を代理する。

#### (役員の任期)

第10条 役員の任期は、1年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることがある。

### 第4章 会計

#### (経費)

第11条 本会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第13条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を開覧させなければならない。

(監査及び報告)

第14条 会計監事は、会計年度終了時に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 その他

(秘密の厳守)

第15条 会員は、本会の事業の実施に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。また、知りえた個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	会員
不動産関係団体等	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会南多摩支部 公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部多摩南支部 独立行政法人 都市再生機構（UR都市機構） 東京都住宅供給公社（JKK）
居住支援団体等	社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会 地域包括支援センター 代表 多摩市民生・児童委員協議会 一般財団法人 高齢者住宅財団 NPO法人 日本地主家主協会 居住支援法人
行政等	多摩市 都市整備部長 多摩市 健康福祉部長